

南丹市経営改革プラン

(南丹市行政改革実施プラン改訂版)

〈 第 二 次 〉

平成19年 6月策定

平成20年 11月改訂

南 丹 市

＝ 目 次 ＝

はじめに	2
1. 改革プランの位置付け	2
2. 取り組みの視点	2
3. 取り組みの目標	3
4. 取り組みの方針	3
5. 取り組みの共通事項	3
6. 具体的な取り組み	4
◆ ひ と〔職員・人材育成〕	4
○ 職員等の定員の適性化	
○ 人件費の適性化	
◆ も の〔サービス・事業〕	5
○ 事業評価による事業の抜本的な見直し	
○ 事務経費等の削減	
○ 事務の外部委託（アウトソーシング）の推進	
○ 公的支援団体への支援の見直し	
○ 公共施設の有効利用・移管等の実施	
◆ か ね〔財政〕	8
○ 税や料における徴収率の向上	
○ 税や料金の見直し	
○ 企業誘致の促進	
◆ 市 民〔市民との関係構築〕	10
○ 市民協働の推進	
○ 公聴機能の充実と強化	
○ 情報公開の充実	
7. 財政収支見直し	13

はじめに

国の地方分権により、自らの財源を、自らの裁量で、自ら必要とする行政サービスを行うよう、行政運営のあり方を大きく転換するように迫られています。

その結果、持続可能な財政基盤の確立と住民の満足度を高める行政サービスの実施の両立が求められ、その業務の手法やサービス範囲についても、絶え間ない見直しが求められています。

この見直しは、市民の理解と納得のもとで進められる必要があります。行政自ら率先して透明性の高い情報を提供し、市民と行政が一体となって改革を進めることが必要となります。

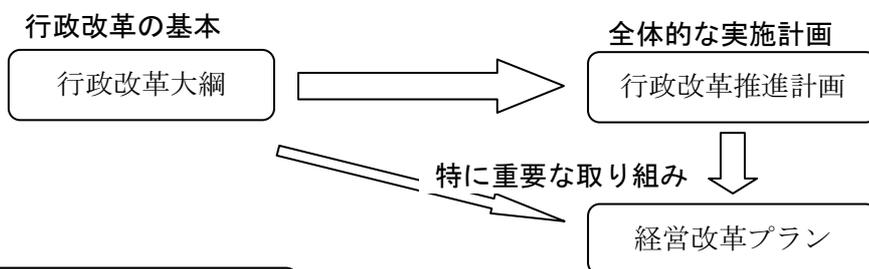
今回より、市民目線である“住民志向”に立ち、限られた財源で最大限住民ニーズに応えることができるよう、市役所全体が「自治体経営」という意識を常に持つために、「南丹市行政改革実施プラン」を新たに「南丹市経営改革プラン」としてリニューアルしています。

この経営改革が単なる縮小・合理化にとどまらず、市民と行政の関係がよりよい方向で見直され、協働の機運が高まることが期待されます。

1. 改革プランの位置付け

厳しい財政状況などの喫緊の課題に対応するために重点的に取り組むべき事項や見直しの方向性を「南丹市経営改革プラン」としてまとめます。

なお、本プランは今後も引き続き修正・追加することを前提に今回が第2次プランとなります。よって、取り組み事項や改革手法についても行政改革大綱及び推進計画に即して改正します。



2. 取り組みの視点

説明責任（アカウンタビリティ）

3. 取り組みの目標

- 次代に禍根を残さないよう経営感覚を取り入れた改革
- 住民ニーズに応えることができる施策に転換する改革

行政改革大綱に掲げられた2つの目標を達成するため、「前例」といった言葉で表現される古い価値観から脱却し、新たな課題への迅速な対応を基本に、安定と発展を可能にする適切な経営を実現できる「最適な行政」を目指す。

4. 取り組みの方針

- I 税金投入の目的が明確にできない説明責任を果たせない事業は、廃止とする。
- II 成果の表れない事業は、廃止、又は違う手法の検討を含め、抜本的な見直しを行う。
- III 住民の視点で、もっと緊急性のあるサービスを見落としていないかなど住民サービスの向上について不断の見直しをする。
- IV 新たな財源を含めた安定した収入確保に向けて取り組む。

5. 取り組みの共通事項

1. 継続事業は、経営的な視野に立って、かかった経費の3%以上を縮減して執行できるよう見直しを行う。
2. 目指すべき目的、事業の対象者が、同じ事業は、原則として統合を行う。

6. 具体的な取組み

「南丹市行政改革大綱」に基づき、項目毎に改革の目標、改革の手段、23年度における目標数値を示し、重点的に推進するものとする。

ひと〔職員・人材育成〕

第4節-2-①		職員等の定員の適性化	
改革の目標		行政ニーズとサービス形態にあった適正な規模となるように職員の定数管理を行う。また、嘱託職員、臨時職員についてもその必要性、緊急性、効率性等を十分検討して、適正な任用を行う。	
改革の手段		<ul style="list-style-type: none"> ○ 退職者補充の抑制と早期退職者募集の推進 ○ 事務の外部委託を推進し、嘱託職員雇用・臨時職員雇用の抑制 ○ 必要性、緊急性、効率性を十分精査し、適正な雇用 ○ 事務事業の見直し及び組織体制の見直し 	
実施 目標	平成23年度末 までの目標	職員数を削減する	38人
		嘱託職員、臨時職員の任用を削減する	46人
		【特記事項】 職員：全職員数（465人）の8.2%を削減する。 臨時・嘱託職員：全任用職員数（321人）の14.3%を削減する。	

第4節-1-③		人件費の適性化	
改革の目標		職員数や嘱託、臨時職員数の適性化を図り、人件費を削減する。	
改革の手段		<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な給与制度の運用 ○ 業務の効率化を一層進め、時間外勤務を縮減 ○ 審議会を開催手法や定員などを見直し 	
実施 目標	平成23年度末 までの目標	人員の適性化による人件費の削減	6.5%以上
		時間外手当の削減	6.6%以上
		審議会の開催手法の見直しによる人件費の削減	5.4%以上

もの〔サービス・事業〕

第1節-1-②	事業評価による事業の抜本的な見直し		
改革の目標	事業評価制度を導入し、行政の活動を継続的に改善し、効率的で効果的な行政経営の推進を目指し、もって市民の満足度の向上を目指す。		
改革の手段	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内部事業評価による事業の抜本的な見直し ○ 市政モニターによる施策の問題点の洗い直し ○ 外部評価による事業の改善点等の審議 		
実施目標	平成23年度末までの目標	全事務事業を評価し、手法、経費等の見直しをかける	815事業

※「事業」とは、予算書に明記された「事業」又は「細事業」をいう。

第1節-3-⑦	事務経費等の削減		
改革の目標	経常的な事務経費や公用車等の削減を図る。		
改革の手段	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光熱水費に係る経費を削減 ○ 消耗品に係る経費を削減 ○ コピー機に関連する消耗品や、印刷枚数を削減 ○ 事務改善、創意工夫により郵送代を削減 ○ 配置場所や計画的更新により公用車の台数を削減 		
実施目標	平成23年度末までの目標	消耗品に係る経費を削減する	17%以上
		コピー機に係る経費を削減する	15%以上
		電気料金、上下水道料金を削減する	6.5%以上
		燃料費を削減する	6.5%以上
		郵送代（通信運搬費）を削減する	6.5%以上
		公用車の管理台数を削減する	15台

第1節-3-⑦ 第3節-1-①		事務の外部委託（アウトソーシング）の推進		
改革の目標		事務のスリム化と経費の削減を図るために、積極的に外部委託を推進する。		
改革の手段		<p>○ 下記の基準に基づき外部委託可能事務を抽出し、コスト削減につながる事務事業の外部委託を検討</p> <p>(抽出基準)</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 毎年、同じ内容が繰り返し行われる業務 ② 事前にマニュアル化できる業務 ③ 適正な監視、評価をできる業務 ④ 何か失敗があっても後から取り返しのつく業務 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ① 毎年、同じ内容が繰り返し行われる業務 ② 事前にマニュアル化できる業務 ③ 適正な監視、評価をできる業務 ④ 何か失敗があっても後から取り返しのつく業務
<ul style="list-style-type: none"> ① 毎年、同じ内容が繰り返し行われる業務 ② 事前にマニュアル化できる業務 ③ 適正な監視、評価をできる業務 ④ 何か失敗があっても後から取り返しのつく業務 				
実施目標	平成23年度末までの目標	外部委託を推進する	20 業務等	

第1節-2-①		公的支援団体への支援の見直し	
改革の目標		活動目的や内容、主体性等を視点に見直しを行い、活動状況とその公共性に応じて、公平で公正かつ効果的な支援を行う。	
改革の手段		<p>○ 活動地域や対象範囲が限定されている団体への支援の見直し</p> <p>○ 団体が行う事業に対して全額支給しているものや、定額的な支援の見直し</p> <p>○ その他、団体の活動内容や目的、目的の達成度等により、見直しが必要と思われる団体への支援の見直し</p>	
実施目標	平成23年度末までの目標	中止、廃止又は凍結を含めて見直す団体補助	10 団体
		30%削減を前提に見直す団体補助	33 団体
		【特記事項】 43 団体すべての補助金について見直す。	

第1節-1-⑥		公共施設の有効利用・移管等の実施	
改革の目標		他の施設への転用や、貸与などを検討し有効活用を図る。	
改革の手段		○ 利用の少ない施設の活性化の模索、利用状況の分析、住民への寄与等の精査を前提に、統廃合を含めた検討を推進	
実施 目標	平成23年度末 までの目標	集会所施設の移管を実施する	14 施設
		【特記事項】 集会所 26 施設のうち 14 施設（53%）を移管する。	

第1節-3-③		税や料における徴収率の向上	
改革の目標		税・料の公平公正を確保するとともに、自主財源の確保を図るため、税や料における徴収率の向上を図る。	
改革の手段		<ul style="list-style-type: none"> ○ 納付窓口の多元化の実施 ○ 徴収体制の充実 ○ 期限内納付の啓発 ○ 滞納整理の充実 	
実施目標	平成23年度末までの目標	税、料の徴収率を向上させる	98.8% (+1.1ポイント)
		【特記事項】 平成23年度の税・料全体の徴収率を、平成18年度比1.1ポイント向上させる。	

第1節-3-③ 第1節-3-⑤		税や料金の見直し	
改革の目標		合併により生じた不均一の解消や受益と負担の均衡、公平公正を確保することにより安定した歳入を確保する。	
改革の手段		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不均一になっている料金体系を見直し、統一 ○ 特認事項により、減免している対象団体等を見直し ○ 市が補助金を交付している団体等に対する減免の見直し ○ 類似施設の施設使用料の見直し ○ 施設の活用状況を勘案し、新たに使用料を徴収 	
実施目標	平成23年度末までの目標	減免規定等を見直す	29 料金等
		使用料、利用料を見直す	18 料金等
		税率を見直す	1 税
		【特記事項】 使用料を徴収する137施設のうち33施設(24%)を見直す。	

第1節-3-④		企業誘致の促進	
改革の目標		地域雇用の促進や税収の増を図るため、企業誘致を促進する。	
改革の手段		<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業誘致に向けた広報宣伝 ○ 開発済み土地への企業誘致の推進 ○ 企業誘致担当部門の強化 ○ 府や関係団体との連携強化 	
実施目標	平成23年度末までの目標	企業誘致による新規操業企業数	10社

市民〔市民との関係構築〕

第2節-3-1		市民協働の推進	
改革の目標		市民と行政が、お互いを認識し、理解を深める中で、市民が施策に対して積極的に参加する機運を高めるとともに、地域や市民と協働した市政運営が行える環境整備を図る。	
改革の手段		<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を交えた市民協働のあり方の検討 ○ まちづくり条例の制定 	
実施目標	平成23年度末までの目標	(仮称) まちづくり条例の制定	1 条例

第2節-1		公聴機能の充実と強化	
改革の目標		市民と行政が、お互いを認識し、理解を深めるため公聴機能の充実を図る。	
改革の手段		<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政懇談会の開催 ○ 誰もが気軽に参加できる意見交換会（タウンミーティングなど）の開催 ○ 市政モニターによる市民意識調査の実施 	
実施目標	平成23年度末までの目標	行政懇談会の実施	3 回
		意見交換会の開催	3 回
		市民意識調査の実施	6 回

第2節-2		情報公開の充実	
改革の目標		市民が求めている情報を的確に把握し、わかりやすく、各種事業や制度の内容・実施状況、財政状況の見通しなど積極的に公開する。	
改革の手段		<ul style="list-style-type: none"> ○ わかりやすい事業・制度の情報公開 ○ 補助をしている団体の決算、補助金の実績報告等の情報公開 ○ わかりやすい財政状況、今後の見通しの情報公開 	
実施目標	平成23年度末までの目標	事業・制度に関する情報公開	14回
		補助団体の決算、実績報告の情報公開	43団体
		財政状況、今後の見通しの情報公開	3回

特に推進すべき項目

公益法人制度改革に係る法律が平成20年12月に施行、平成25年までの経過措置がとられるが、その移行に係る検討と歩調をあわせ、補助金等の市の関与のあり方の検討をすすめる。

第1節-3-⑥	第三セクターや外郭団体への補助金の見直し
推進内容	「公益法人等改革推進計画」に基づき、市の関与のあり方を検討

廃止した項目

事業評価制度の導入により、原則として事業評価による見直しにシフトしていくことと重複している内容について整理統合を図った。

第1節-1-②	事業（制度）の見直し
第1節-1-③	イベント等における実施主体の見直し
第1節-1-④	公共施設における管理経費の削減
第1節-1-④	公共施設における施設利用料の見直し

7. 財政収支見通し

○ 財政収支見通し（普通会計）

（単位：百万円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市 税	4,513	4,492	4,451
地 方 交 付 税	8,994	8,903	8,694
そ の 他 一 般 財 源	901	898	898
国 府 支 出 金	2,323	2,429	2,698
市 債	2,428	2,068	2,219
そ の 他	2,222	2,084	1,991
歳 入 合 計	21,381	20,874	20,951
人 件 費	3,045	3,040	3,035
扶 助 費	2,186	2,338	2,507
公 債 費	4,232	3,817	3,862
物 件 費	2,524	2,448	2,375
補 助 費 等	3,417	3,381	3,339
投 資 的 経 費	3,094	3,015	3,015
繰 出 金	2,722	2,698	2,684
そ の 他	98	100	98
歳 出 合 計	21,318	20,837	20,915

○ 財政指標等

（単位：百万円）

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
形 式 収 支	63	37	36
実 質 収 支	63	37	36
地 方 債 現 在 高	32,350	31,126	29,991
積 立 金 現 在 高	3,219	2,014	872
財 政 調 整 基 金	337	0	0
減 債 基 金	1,215	885	0
特 定 目 定 基 金	1,667	1,129	872